

香川県条例第32号

香川県立自然公園条例の一部を改正する条例

香川県立自然公園条例（平成2年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 公園計画（第6条—<u>第7条の2</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p><u>第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第27条の2—第27条の6）</u></p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園計画）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 公園計画は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前条第4項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</u></p> <p>（協議会による公園計画の変更の提案）</p> <p><u>第7条の2 第27条の2第1項に規定する協議会は、第27条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することがで</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 公園計画（第6条・<u>第7条</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園計画の決定）</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>（公園計画の廃止及び変更）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。</u></p>

きる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第4章 略

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 略

(承継)

第11条 公園事業者（第9条第3項の認可を受けた者に限る。）が地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 略

3・4 略

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(特別地域)

第18条 略

2～8 略

第4章 公園事業

(公園事業の決定)

第8条 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 略

(承継)

第11条 略

2・3 略

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(特別地域)

第18条 略

2 略

3 特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- (7) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- (8) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- (9) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (10) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- (11) 山岳に生育する植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- (12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- (13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- (15) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- (16) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4・5 略

6 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号

9 略

(1)・(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業（第27条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第27条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4)・(5) 略

(普通地域)

第19条 略

2～6 略

に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

9 次に掲げる行為については、第3項及び前3項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(普通地域)

第19条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対して、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号及び第3号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においてする場合を除く。）。

(6) 土地の形状を変更すること。

2 知事は、県立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3～6 略

7 略

(1)・(2) 略

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4)～(7) 略

(利用のための規制)

第23条 略

(1)・(2) 略

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

(報告徴収)

第27条 略

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第27条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)～(6) 略

(利用のための規制)

第23条 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) 略

2 当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、当該行為をやめるべきことを指示することができる。

3 略

(報告徴収)

第27条 略

(4) その他当該市町が必要と認める者

- 3 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
- 4 市町は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(自然体験活動促進計画の認定)

- 第27条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方

針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第27条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第27条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第27条の5 知事は、第27条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第27条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第27条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第27条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 略

（指定）

第34条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体（以下「管理団体」という。）として指定することができる。

2～4 略

（業務）

第35条 略

（1）・（2） 略

第7章 風景地保護協定

（指定）

第34条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる^{と認められるものを、その申請により、県立自然公園管理団体（以下「管理団体」という。）として指定することができる。}

2～4 略

（業務）

第35条 管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

（2） 略

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第36条 管理団体は、県その他の地方公共団体との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(損失の補償)

第41条 略

(利用の増進のための情報の提供等)

第41条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

(委任)

第42条 略

第10章 罰則

第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第36条 管理団体は、県その他の地方公共団体との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(損失の補償)

第41条 略

(委任)

第42条 略

第10章 罰則

第43条 第14条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項又は第20条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第18条第3項の規定に違反したとき。

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第18条第5項の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第45条 第10条、第19条第2項又は第37条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項若しくは第27条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 第19条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第19条第5項の規定に違反したとき。
- (4) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 第21条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第23条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第23条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (8) 第40条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第48条 第9条第3項の認可を受けた者が、同条第9項、第12条又は第13条

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者（同条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第9条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第18条第3項の規定に違反した者
- (4) 第18条第5項の規定により許可に付された条件に違反した者

第45条 第10条、第19条第2項又は第37条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第19条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条第5項の規定に違反した者
- (4) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第23条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第23条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (8) 第40条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り、標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第48条 第9条第9項、第12条又は第13条第2項の規定に違反して、届出を

第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

せず、又は虚偽の届出をした者(第9条第3項の認可を受けた者に限る。)は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。